

宇検村物価高騰対策福祉施設等支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、原油価格・物価高騰影響を受けている宇検村内の福祉施設等（入所・通所系施設）に対し支援金を交付することにより、福祉施設の負担軽減を図り、安定的な施設運営の継続を確保するとともに、利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、福祉施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設又は事業所であって別表1の「施設等種別」に掲げるものをいう。

(給付金の対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、令和4年12月1日時点で、関係法に基づき宇検村から事業者指定を受けている者又はそれ以外で宇検村内において福祉施設等を運営している者とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 第5条に規定する交付申請書時点で事業を実施していない又は事業を休・廃止している場合
- (2) 国又は地方公共団体が運営している場合（指定管理者制度による運営を含む。）

(給付金の額)

第4条 対象事業者に交付する給付金の額は、別表1の「施設等種別」欄に定める区分ごとに、同表の「給付金の額」欄に定める額とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする福祉施設等の代表者（以下「申請者」という。）は、給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、当該申請者（以下「交付対象者」という。）に対し、給付金を支払うもの

とする。

2.村長は、申請者に対して給付金を交付しないことを決定したときは、給付金却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取り消し等）

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な行為により給付金の交付を受けたとき。
- （2） 給付金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- （4） その他村長が給付金を交付することが適当でないと認めるとき。

2.村長は、前項の規定により給付金の交付の取消しを行ったときは、給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者へ通知するものとする。

（給付金の返還）

第8条 村長は、前条の規定により給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、給付金返還命令書（様式第5号）により、交付対象者に対し、その返還を命じるものとする。

（帳簿等の備付）

第9条 交付対象者は、当該給付金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該給付金を受領した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

付則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表1（第2条、第4条関係）

施設等種別		給付金の額
介護保険	介護老人福祉施設	1定員当たり50,000円

<p>法に基づ く施設等</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入所者生活介護事業所 地域密着型特定施設入所者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 短期入所生活介護事業所 介護医療院</p>	
	<p>小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所</p>	<p>1 定員あたり10,000円</p>
	<p>訪問介護事業所 訪問入浴事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所</p>	<p>1 事業所あたり 50,000 円</p>
<p>障害者の 日常生活 及び社会 生活を総 合的に支 援するた めの法律 に基づく</p>	<p>障害者支援施設 共同生活援助事業所 短期入所事業所 生活介護事業所 自立訓練（機能・生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型・B型）事業所 地域活動支援センター</p>	<p>1 定員あたり 50,000円</p>

施設等	小規模作業所	
	居宅介護事業所	1事業所あたり 50,000
	特定相談支援事業所	円